

京都大学における履修証明プログラムに関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第164条</u>の規定に基づき、京都大学(以下「本学」という。)において履修証明を行うプログラム(以下「履修証明プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(編成の要件)</p> <p>第4条 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。</p> <p>2 一の履修証明プログラムの修了に要する総時間数は、60時間以上とする。</p> <p>3 履修証明プログラムの講習又は授業科目を担当する者は、本学の教員とする。ただし、当該履修証明プログラムを開設する部局の長(複数の部局が共同して一の履修証明プログラムを開設する場合には、当該履修証明プログラムを開設する部局の長の代表者。以下「開設部局の長」という。)が必要と認める場合は、本学の職員又は学外の者に委嘱することができる。</p> <p>(履修資格)</p> <p>第5条 履修証明プログラムを履修することのできる者は、<u>京都大学通則(昭和28年達示第3号)第5条、第37条又は第53条の3</u>に定める資格を有する者のうちから開設部局の長が定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(受講料)</p> <p>第9条 前条の規定により履修証明プログラムの履修を許可された者は、所定の期日までに、当該履修証明プログラムの受講料を納めなければならない。</p> <p>2 履修証明プログラムの受講料に関し必要な事項は、開設部局の長が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>京都大学通則(昭和28年達示第3号)第66条の2第2項</u>の規定に基づき、京都大学(以下「本学」という。)における<u>特別の課程として編成する履修証明を行うプログラム</u>(以下「履修証明プログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(編成の要件)</p> <p>第4条 履修証明プログラムは、本学が開講する<u>一又は複数の講習の全部若しくは一部又は授業科目の一部</u>(以下「講習等」という。)により体系的に編成するものとする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 履修証明プログラムの講習等を担当する者は、本学の教員とする。ただし、当該履修証明プログラムを開設する部局の長(複数の部局が共同して一の履修証明プログラムを開設する場合には、当該履修証明プログラムを開設する部局の長の代表者。以下「開設部局の長」という。)が必要と認める場合は、本学の職員又は学外の者に委嘱することができる。</p> <p>(履修資格)</p> <p>第5条 履修証明プログラムを履修することのできる者は、<u>京都大学通則第5条、第37条又は第53条の3</u>に定める資格を有する者のうちから開設部局の長が定める。</p> <p>(受講料)</p> <p>第9条 (同左)</p> <p>2 履修証明プログラムの受講料に関し必要な事項は、開設部局の長が定める。<u>ただし、単位を授与する履修証明プログラムの受講料については、14,800円に単位数を乗して算出した額以上の額としなければならない。</u></p> <p>(単位の授与等)</p> <p>第9条の2 <u>各学部又は各研究科(総合生存学館、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部を含む。以下同じ。)</u>は、当該学部又は研究科の定めるところにより、<u>当該プログラムを修了したものに対し、単位を与えることができる。ただし、複数の学部又は研究科が共同して開設するプログラムの場合は、代表する一の学部又は一の研究科のみ単位を与えることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>各学部又は各研究科は、履修証明プログラムの内</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>別紙様式 1 (第 6 条第 1 項関係) } 別紙様式 2 (第 1 0 条第 4 項関係) } (略)</p>	<p><u>容及び水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案し、単位授与の際の単位数の目安をあらかじめ設定した上で、適切に単位を授与しなければならない。</u></p> <p>附 則 (令和 5 年 3 月総長裁定) この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別紙様式 1 (第 6 条第 1 項関係) } 別紙様式 2 (第 1 0 条第 4 項関係) } (別 添)</p>

履修証明プログラムの開設届出書

開設部局名				
部局長名 (複数の部局が共同して開設する場合は代表者)				
プログラム担当代表者 (所属)	()			
プログラムの名称				
プログラムの目的及び内容 1) 目的 2) 内容 (編成方針等) 3) 修了後に身に付く能力 4) 証明を行う社会的な意義				
履修資格				
募集定員				
開始時期	(開設期間が決まっている場合には、その期間及び終了後の実施体制の措置について記載)			
プログラム実施体制				
プログラムの総時間数及び修了に要する時間数				
修了要件	(成績評価の基準・方法等について記載)			
修了認定の手続				
単位授与の有無	有 (単位数: 単位) ・ 無 (※「有」の場合には、その単位数の根拠について記載)			
プログラムを開設する課程 【単位授与する場合のみ記載】	学部 ・ 大学院 ・ 専門職大学院			
履修生一人当たりの受講料	総額 円 内訳:			
履修証明書の証明者				
開講科目等				
講習等の科目名	授業形態	全時間数	開講部局	担当教員等 (所属)

※講習等の概要を添付すること。

※単位を授与する場合は、シラバス又はそれに準ずるものを添付し、授業の方法及び内容、授業計画並びに学修の成果に係る評価の基準を明示するものとする。

履修証明書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、所定の下記プログラムを修めたことを証明する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

プログラムの修了時間数

(授与する単位数)

年 月 日

京都大学〇〇〇〇長 氏 名 印

※注

1. 証明者は開設部局の長（複数の部局が共同して開設する場合は、部局長の連名によることができるものとし、第10条第3項による場合は総長とする。）
2. 「授与する単位数」は、学部又は研究科が開設する履修証明プログラム修了者のうち、単位を授与するものに対し、記載するものとする。